

関係各位

2019 年 7 月 18 日

鉄道の安全輸送の確保に対する今後の取り組みについて

2019 年 1 月 9 日（水）に発生しました弊社鉄道線（黒髪町駅～藤崎宮前駅間）での脱線事故におきましては、長期に亘る列車の運休が生じ、多くの皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今般、九州運輸局からの改善指示（※）に基づき、今後の対策等について、改善報告書（2019 年 5 月 23 日付）を九州運輸局へ提出しましたが、その際にいただいたご意見などを踏まえ、あらためて 2019 年 7 月 4 日付で提出し報告いたしましたので、お知らせいたします。 なお、報告の概要は別紙の通りです。

※「保安監査の結果について」（九運鉄監第 1 号、2019 年 4 月 24 日付）

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/00001_00112.html

弊社といたしましては、2019 年 1 月 9 日の脱線事故以降、安全対策、改善等を着実に実施するとともに、列車の安全運行の確保を図り、皆様の信頼回復を目指すため、今後も努力を重ねていく所存でございます。

熊本電気鉄道株式会社

九州運輸局からの改善指示（※）に基づく改善報告について

（※）「保安監査の結果について」（九運鉄監第1号、2019年4月24日付）

1. 国土交通省からの情報提供や指示事項に対しては、その趣旨や背景等を踏まえ、計画的に対応すること。

《是正処置》

運輸局の指示や通達及び情報提供は、担当課長が内容を把握し鉄道事業部長に報告し、弊社でどのように対応できるかを検討します。

検討した結果、課題等があれば、メーカーや専門家、運輸局にも相談し、根本的な解決に至るよう具体的な検討を行い、決定した対応内容は、担当課内、及び必要に応じて関係各課に周知し、計画的に実施します。

また、鉄道事業部長は、決定した内容が確実に実施されているかをチェックします。

2. 貴社の安全投資等に係る意思決定やそれに至るまでの経緯等について、適切に記録を残し保存すること。

《是正処置》

安全投資等に関わる意思決定及び判断は、それに至るまでの経緯や内部、外部等の打合せ及び社内協議についても、社内打合せ簿により記録を作成し保存することに致しました。社内打合せ簿については、整理台帳を作成し、確実に実施しているかを鉄道事業部長がチェックする体制とします。

3. 申請・報告等の各種手続きを行う際の書類には、必要最小限の情報のみではなく、関連する必要な情報についても記載すること。また、これらの手続きの際には、事前に相談するなど当局との意思疎通を図ること。

《是正処置》

申請・報告等の各種手続きの書類には、必要最小限の情報のみならず、関連するものについては申請書・報告書に添付する理由書に明記するとともに、安全統括管理者は申請・報告等の各種手続きを行う際に確実に記載されているかをチェックします。

なお、課題等があれば事前に九州運輸局へ相談し、意思疎通を図ります。

4. 鉄道の安全は、個人の判断ではなく、現場を含めた組織で確保するものであることに鑑み、組織内の情報共有を含め、安全統括管理者を中心とした安全管理体制を改めて構築すること。

《是正処置》

鉄道の安全に関わる方針や意思決定は、判断を個人で行わず、事前に実施した打合せ結果等について社内打合せ簿を作成し部内で共有した上で、安全統括管理者、関係部門を含めた部内会議により意思決定を行い、安全統括管理者を中心とした安全管理体制を改めて構築します。

鉄道事業部内で決定した内容を事業審議会で報告・審議し、承認を受けることとします。

早急に対応する必要がある場合は、適宜、社長・常務に報告し、承認を受けることとします。

5. なお、2 回目の脱線事故については、現在、運輸安全委員会が調査中であるが、当該箇所のまくらぎがバラストに覆われていることが背後要因として考えられる。現在、当該箇所に取り付けられている脱線防止レールは暫定的な措置とのことであるが、脱線防止ガードの設置等の抜本的な対策の実施やレール締結装置の日常的な確認を行う観点からも、当該箇所の軌道構造について、関係者との協議・調整を行い、できる限り早期に改善すること。

《是正処置》

(1)脱線防止ガードの設置等について

通行する自動車の荷重に耐え得る脱線防止ガードの取付装置の試作品を製作し、試験機関にて耐荷重試験を実施、関係機関の性能評価を受け、当該箇所の全区間について、PC まくらぎに脱線防止ガードの取付装置を追加します。

なお、脱線防止ガードの設置後、効果等の検証を行い、その結果を踏まえ、他の対策も含めて必要な対応を検討する。

・耐加重試験、性能評価

(令和元年 12 月までに実施予定)

・現地に設置

(令和 3 年 3 月までに実施予定)

現在、弊社で試作品を製作中

(2) 軌道構造について

軌道構造の改善について検討した結果、以下の対策を行うこととします。

本対策について、設置後の効果等の検証を行い、その結果を踏まえ、他の対策も含めて必要な対応を検討する。

(対策の内容)

- ・ ネット状の製品にバラストを入れ、バラストの飛散防止対策を行う。
(試験施工 令和元年7月までに実施予定)
- ・ 設置後の現地の状況及び効果があることを確認した上で(令和元年10月まで検証)、当該箇所の全区間に順次設置する。
(令和2年3月までに実施予定)

(3) 自動車、歩行者等に対する安全対策について

- ・ 道路との境界部に施行している黄色線が不明確になった場合は、標示を行い区分を明確にします。
(令和元年7月までに実施予定)
- ・ 隣接する道路面や電柱に、列車注意喚起の標示及び列車接近を知らせる装置の設置を検討します。(交通管理者、道路管理者等の関係者と調整中)
- ・ 黒髪・藤崎間3号踏切道付近の線路と道路との境界部について、ガードレールの設置等に関し、道路管理者と協議を行います。
- ・ 通学時間帯の安全対策として、引き続き、警察の定期的な通行車両の取り締まり等を要請します。
- ・ 引き続き、春、秋の全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検等の機会を活用し、現地に立ち交通安全に関する指導を実施します。
- ・ 当該箇所の徐行運転(20km/h)及び必要に応じ警笛を鳴らすことを、運転士に対し、添乗指導等により指導・徹底します。

6. 鉄道運転事故等報告書に記載された対策が一部未実施であった。平成 30 年 11 月 19 日付けで提出された鉄道運転事故等報告書において実施したと報告された緊急対策の一部（急曲線部の犬釘の増し打ち）が当該箇所では実施されていなかった。また、恒久対策の一部（道床の砕石化）が、御代志駅構内で実施されていないことから、このような対策を確実に実施し、管理するための体制を構築すること。

《是正処置》

今後は、作業の実施者・内容・範囲・方法を記載した作業指示書による明確な指示により確実に再発防止対策を実施するよう規定に定めるとともに、鉄道事故等報告規則に基づく報告を行う際、技術課長が実施箇所及び実施内容等について、実施が完了していることなどをチェックし、状況を正確に把握した上で安全統括管理者に報告を行うこととします。

なお、犬くぎの増し打ちを行っていなかった箇所については、既に P C まくらぎに交換しました。

御代志駅構内の道床の砕石化については、平成 31 年 4 月 22 日に完了しました。

今後は、施設管理者が施設の検査結果をもとに修繕計画を策定したうえで施設を改修し、当該施設が実施基準等を満たす列車の運行に支障のない施設となっているか確認するよう規定に決めました。

鉄道事故等報告を行う際、安全統括管理者が実施箇所及び実施内容について確認するとともに、届出書に記載した再発防止対策の実施が完了している状況、又は完了予定時期を正確に把握した上で、報告を行うことを手順に決めました。

安全統括管理者は、保線を担当する社員に対して、道床砕石の機能や維持管理の留意点についての教育を実施し、教育終了後、安全統括管理者が内容の理解度を試験等により確認します。

7. 鉄道施設変更の工事計画に記載されていない工事が実施されていた。

藤崎線 黒髪町駅～藤崎宮前駅間の 24m、菊池線 御代志駅構内の半径 200m の曲線及び菊池線 再春荘前駅～御代志駅間の半径 300m の曲線において、鉄道事業法第 12 条に基づく鉄道施設の変更認可の手続きを行わず木まくらぎを P C まくらぎに変更していた。これらについては、速やかに必要な認可申請の手続きを行うとともに、工事を実施する際には、工事計画に記載された事項が施工業者によって的確に実施されるよう工事の施工体制を構築すること。

《是正処置》

鉄道施設の変更認可の手続きを行わず木まくらぎを P C まくらぎに変更していた区間については、平成 31 年 3 月 22 日付けで鉄道施設の変更認可申請を行い、同年 4 月 17 日付けで認可を受けました。

今後、鉄道施設の変更を行う際は、鉄道事業法第 12 条に基づく手続きの必要性の有無を判断した上で、チェックリストを作成・回覧し申請内容の漏れがないか社内で確認を行い、工事の発注を行うこととします。

なお、申請の手続き方法や技術的な事項についての相談を運輸局へ行うこととします。

また、認可申請書類と照合した施工計画書（図面、数量表等）により実施すべき工事の内容を確認し発注を行うとともに、工事完了後の仕上がり検査時においても工事内容及び工事完了後の状態を弊社職員立会いによる竣工検査により確認することとし手順書を見直しました。

8. 貴社の実施基準の規定通りに施設の整備や検査が行われていないものがあった。

貴社が定めた実施基準について、以下のとおり、規定どおりの施設整備や検査などが行われていないことを確認した。これらについては、改めて実施基準の内容を社内に徹底し、遵守すること。

《是正処置》

今後は、実施基準の内容及び規定の遵守に関する教育を年 1 回実施することを徹底し、個人の不明点等を洗い出し、認識の違いや勝手な思い込みが発生しないよう、教育終了後、安全統括管理者が内容の理解度を筆記試験を実施して確認します。

（是正後 第一回目教育 平成 31 年 3 月 28 日 実施済み）

9. 藤崎線 黒髪町駅～藤崎宮前駅の一部曲線において、軌道整備実施基準第 75 条で準拠する線路検査標準に規定するまくらぎ等の検査について、同検査標準別表 1 に規定する全数の検査を行わず、抜き取りで検査を行っていた。

《是正処置》

従来の検査において、抜き取り検査により犬釘の状態等が確認出来、更に軌間等の検査結果が基準値内であったことから、抜き取り検査でも適切に管理できているものとの認識でした。 まくら木の全数検査を実施していなかった一部曲線については、バラストを掘り起こし全数検査を実施しました。

(令和元年 5 月末完了)

次回以降の検査においても同様に全数検査を実施します。

また、担当者全てにおいてまくらぎの 1 本管理を適切に実施することの重要性についての教育並びに社内規定（実施基準）の教育を実施し、教育終了後、受講者に対して内容の理解度を確認します。

(令和元年 12 月末までに実施予定)

10. 藤崎線 黒髪町駅～藤崎宮前駅間並びに菊池線 北熊本駅、堀川駅、黒石駅及び御代志駅付近の曲線において、軌道整備実施基準第 47 条に規定する曲線標を設置していなかった。

《是正処置》

保安監査後に、全線に亘って調査を行い未設置箇所が 21 箇所見付き、材料の発注後、5 月末までに全ての曲線標を設置しました。

元々、曲線標の設置はなされていたものの、駅施設等の改修工事などにより一度撤去され、再設置を行っていなかったものと推測される為、今後は、改修工事などがあった場合、工事実施後の仕上がり検査を確実にを行うとともに、「設置位置表」を作成し、検査担当者が定期検査時に曲線標の設置状態を検査します。

11. 菊池線 上熊本駅～韓々坂駅間 0k280m 付近の半径 200m の曲線において、推定脱線係数比が 1.2 未満であるにもかかわらず、軌道整備実施基準第 35 条に規定する脱線防止レール又は脱線防止ガードが設置されていなかった。

《是正処置》

元々、必要な脱線防止レール等の設置は行っていたものの、各種工事を繰り返す中で担当者の知識不足等により未設置となっていたもので、保安監査後に、規定値の洗い出しを行い、規定値を超えた箇所において未設置箇所や不足箇所を調査した結果、6 箇所の曲線で未設置及び不足箇所が発見されました。未設置箇所等については、平成 31 年 3 月 7 日までに設置を完了しました。

更に平成 31 年 2 月 15 日、担当者に社内規定（実施基準）の教育を行い、新しく導入した車両（03 形）については規定値の精査を行い新たに必要となった 3 箇所について脱線防止ガードを設置し、運用を開始しました。

今後も、新型車両の導入や、曲線部に係る工事を実施する場合は、再度規定値の精査を行い、必要があれば追加設置します。

また、脱線防止ガードの役割や設置すべき箇所や設置方法について安全統括管理者を含む施設管理の担当者全員に対し教育を実施し、内容の理解度を試験等により確認します。

（令和元年 12 月までに実施予定）

12. 線路検査標準第 6 条に定める保守検査における分岐器の保守状態及び第 7 条に定める軌道材料検査における分岐器の検査記録が無かった。

《是正処置》

分岐器における、保守検査及び軌道材料検査については検査自体は行っていたものの、検査記録表と社内規定（実施基準）との検査項目に整合がとれておらず、今後は従来の検査様式を精査し、検査項目を追加・修正し、実施基準に合致した検査を実施します。

（令和元年 9 月実施予定）

また、今後、社内規定の改正を行う場合などには、その他の書類との不整合箇所がないかの確認を安全統括管理者含め、関係者での精査を行い、適切に管理し、記録を保存します。

また、記録の重要性について安全統括管理者を含む施設管理の担当者全員で実施基準及び規定に関する教育を実施し、安全統括管理者が内容の理解度を試験等により確認します。

（令和元年 12 月までに実施予定）